平成２６年（フ）第１０１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目18番地の７　若宮荘Ａ101
債務者　深澤　銀河（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６号
新潟県胎内市大長谷361番地１
債務者　羽田めぐみ
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４８号
新潟県新発田市住吉町２丁目７番２号
債務者　本間　隆之
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５１号
新潟県村上市大欠10番15号
債務者　藤山　喜美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１３２号
愛知県一宮市光明寺字北道手201番地１　ゲイブルハウスＷ
債務者　本間　賢司
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県小野市育ケ丘町1480番地の440
債務者　横山　　朗
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の21
債務者　村上　智明
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県小野市王子町924番地
債務者　髙野日出夫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２１号
兵庫県小野市王子町924番地
債務者　髙野加津枝
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第９０号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山４番地の２
債務者　崎山急配舎こと　崎山　博史
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１号
和歌山市湊1823番地の３
債務者　森下　信彦
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
和歌山県岩出市川尻85番地の６、住民票上の住所和歌山県岩出市金池397番地の６
債務者　濱道　良仰
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４４号
和歌山市上野498番地の15　プレゼンス紀伊Ⅱ205号
債務者　荻迫　哲夫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４８号
和歌山県紀の川市古和田174番地23
債務者　木屋めぐみ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
和歌山市和歌浦中１丁目５番45号
債務者　山田　都子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
和歌山市関戸３丁目３番34号　西幸マンションＡ－４号
債務者　長谷川貞子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５７号
和歌山市中島507番地の29
債務者　岩本八重子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
香川県高松市西宝町２丁目９番10―102号　市住
債務者　岡田　克彦
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係